

草加市訪問理容サービス事業を利用される皆様へ

～ご利用前に必ずお読みください～



1. 事業概要

草加市内に住所を有する65歳以上の人で常に寝たきり状態にあると認められる方に、埼玉県理容生活衛生同業組合草加支部加入の理容師が利用者宅を訪問し、調髪等を行うものです。

2. 利用手順

① 利用する訪問理容サービスの実施店を選びます。

(別紙の協力店名簿業者に限る)

※ご利用者の関係者等(ご家族・ケアマネジャー等)の方で、
ご利用者の心身状態等(認知症の症状、寝たきりの状態)につ
いて説明できる方が、直接お店に相談をしてください。

※お店の方から、どなたが立会うのか(ご家族・ヘルパー等)
及び駐車場の有無等について質問されます。

② お店の方と相談の上、利用日を決めます。

3. 実施日には

- ご利用者の安全のため、理容中は介護者(ご家族・ヘルパー等)の立会いを必ずお願いします。
- 理容券に本人の認印(朱肉を使うもの)を押印し、お店の方に渡してください。



<問い合わせ先>

草加市 長寿支援課 相談支援係

直通電話：048-922-1281

F A X：048-922-3279